

若者ねらいの悪質な手口にご用心！

手口を知ることが、被害に遭わない為の第一歩
困った時は消費者センターに相談しよう

あああ～
どうしよう..。



「詐欺アプリ」にご注意！

あ、このアプリいいかも。でも、ちょっと待って！

「アダルト動画が無料で見放題！」というアプリを見つけた。興味本位にインストールしたら、アプリ起動後、画面上に「料金未払」と表示され高額な料金を請求された。

アドバイス

- ・わかりやすく料金表示がされていない場合、契約は成立していないことが多いので、こちらからは連絡をせず、支払わずに消費者センターに相談しましょう。
- ・アプリをインストールする際、アプリ提供者は、スマホから個人情報やアクセス許可等の情報を取得しているので、不必要なものはインストールをやめましょう。

インターネット通販っていつでも買い物できて便利～！

クーリング・オフはできないのでよく考えて！

インターネットで見つけた靴がかわいくて、残り1点とあったのであわてて注文した。届いたらサイズが小さくて履けない。返品を申し出たら「できない」と言われた。

アドバイス

- ・通信販売はクーリング・オフの適用外です。返品特約を確認しましょう。返品特約の表示がない場合は、商品を受取ってから8日間以内は送料負担で返品可能です。
- ・代金を振り込んだのに商品が届かない等のトラブルも多く発生しています。所在地や担当者名、電話番号などに不備のあるショップや、日本語が不自然なショップの場合もありますので取引しないようにしましょう。

注意

SNSの友達からおいしい儲け話！

実はマルチ商法だった！

SNS仲間から簡単に稼げる話を紹介された。でも、まず50万円のパソコンソフトを購入する必要があると言われ、「そんな大金ない」と言うと、「消費者金融で借りればいいし、友達を誘えば紹介料が入るからすぐ返せる」と押し切られた。誘っても誰も入ってくれないし、借金はあるし、もうやめたい。

アドバイス

- ・マルチ商法の誘いはSNSからだけではありません。友達、先輩、親戚からもあります。必要のない場合はきっぱりと断りましょう。
- ・マルチ商法の場合、契約書を受取ってから20日間はクーリング・オフができます。不安に感じたら消費者センターに相談しましょう。

こんな話にご用心!!

サラ金カードで借金するアルバイト

友人から「サラ金でカードを作り、お金を借りてくれたら1割バイト代を渡す。返済は代わりにしてあげる」と誘われ、友達もやっていたし、簡単に儲かるアルバイトだと思ってカードとお金を渡した。しばらくして、サラ金から督促の請求が届き、騙されたことに気がついた。

「名義貸し」は犯罪行為です

- ・サラ金との借金の契約者は、バイトを持ちかけた友人ではなく、あなた自身になります。
- ・バイト先を勤務先としたり、収入を偽ってカードを作ったりすることは、サラ金に対し詐欺行為をしたこととなります。
- ・返済が滞ると契約をしたあなたの信用情報に傷がつき、
 - 自動車のローンが組めない
 - 新たにクレジットカードを作ることができない
 - 携帯電話機の分割払いでの契約ができない
 - 住宅ローンが組めないなど、不利益をこうむります。
- ・親しい友人からの誘いであっても、名義を貸すことは絶対にやめましょう。

未成年者契約 未成年者が契約するときは、親権者の同意が必要です。同意がない場合は、取り消すことができます。ただし、おこづかいの範囲内や、自ら成人と偽った場合などは、取り消しできないこともあります。

保護者の方も子どもを狙う消費者トラブルをしっかりと把握し、子供の行動に目を配り、家族で話し合い子供を守りましょう。

豊かな知識と断る勇気で安心生活

越前市消費者センター 相談日時/平日：午前8時30分～午後5時

☎22-3773